

発委第6号

令和4年6月20日

北栄町議会議長 津川俊仁様

提出者 北栄町議会民生経済常任委員会
委員長 野田秀樹

国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの撤回を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

今回の水田活用直接支払交付金の見直しは、地域の意見や実情に十分配慮せず、生産者の経営の安定が望めないため。

国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの撤回を求める意見書

農林水産省は令和3年11月に「水田活用直接支払交付金」の見直し案を提示した。令和4年に入り、農家に見直し案が通知されてきた。

その見直し案は、①水路や畦があっても、令和4年から5年間、水張り（水稲作付け）が行われない農地は対象外とする②多年生牧草は10アールあたり現行3.5万円から、播種しない年は1万円に減額する③飼料用米などの複数年加算（10アール1.2万円）を廃止する④畑地化支援として、野菜など高収益作物の場合は10アール17万5千円、それ以外の作物は同10万5千円を1回限り支払うとしている。

交付金を大幅に削減する内容で、多くの農家が交付金の減額・廃止の対象になる恐れがあり、「営農計画が立てられない」「離農と耕作放棄を促進させるメッセージだ」など、農業現場では怒りと混乱が広がっている。

昨年からの米価の大幅下落に続き、農業に軸足を置く地方経済にとっても大きなマイナスとなるものです。さらに、終わりの見えないコロナ禍や、ウクライナ戦火を見る中、食料の安全保障を確立するためにも、「水田活用直接交付金」の見直しを撤回するよう、政府に要請することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月20日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣 農林水産大臣